

シルバー人材センターで得た配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて

- 2020年より給与所得控除、基礎控除が変わります。
- 配分金収入は、所得税法上『雑所得』に区分されます。雑所得の金額は、原則として雑所得の総収入金額から必要経費を控除した額です。従って、配分金収入に係る必要経費の額は、55万円以上ある場合、配分金収入から必要経費の全額を控除とします。
- 必要経費の額が55万円に満たない場合は、『租税特別措置法』第27条（家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例）の適用により、55万円を上限として控除できます。ただし、収入金額が限度になります。
- 公的年金を受給している会員は、配分金収入とは別に公的年金等控除を行えます。
- 給与収入のある会員は、最低55万円（ただし収入金額を限度とします）の給与所得控除が受けられますが、その場合、配分金収入に係る控除額は55万円から給与所得を控除した残額が限度です。

必要経費の額が55万円未満の場合の例示

〔設例〕 あるセンター会員（66歳）の年間収入は次のようなものでした。

- ① 配分金収入 52万円（うち交通費等の必要経費10万円）
- ② 給与収入 40万円（労働者派遣事業および職業紹介事業による賃金）
- ③ 公的年金収入 150万円

1 配分金収入及び給与収入に係る所得の控除

（最低保障額） （給与所得控除額） （雑所得（配分金所得）分の最低保障額）
 $550,000円 - 400,000円 = 150,000円$

（最低保障額の残額） （配分金収入） [雑所得（配分金所得）分の特例経費]
 $150,000円 < 400,000円 = 150,000円 \rightarrow$ 最低保障額の残額で頭打ち

従って、この場合

$520,000円 - 150,000円 = 370,000円$ が控除後の所得となります。→ **A**

2 公的年金収入に係る雑所得の控除

$1,500,000 \times 100\% - 1,100,000円 = 400,000円$

割合や控除額については、

「公的年金等に係る雑所得の速算表」（税務署にあります。）から算出してください。

従って、この場合、

$400,000円$ が控除後の所得となります。→ **B**

3 基礎控除及び納税額

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得控除後の所得合計額

A + **B** = 770,000円

（基礎控除）
 $770,000円 - 480,000円 = 290,000円$ 〔課税所得額〕

〔課税所得額〕 [税率] [確定申告による納税額]
 $290,000円 \times 5\% = 14,500円$

既に源泉徴収された所得税額が納税額を上回る場合は、確定申告で税が還付されます。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除及びその他の控除については、最寄の税務署にお尋ねください。